

船員職業安定法改正の概要

現行制度

現在、船員労務供給事業及び船員職業紹介事業については、船員職業安定法により、原則として政府以外の者が実施することを禁止。

内外航を取り巻く厳しい経営状況により予備船員の雇用が困難である等の理由により、船員を一括雇用して各社に派遣、船員を会社間で融通できる仕組みが必要

厳しい雇用情勢、内航海運等において船員の高齢化が進む中、若年船員の確保が必要

陸上労働分野における労働者派遣事業の制度化等

改正の概要

●船員労務供給事業及び船員職業紹介事業に係る規制改革

船員の雇用の安定と労働保護を図りつつ、

- (1) 常用雇用型船員派遣事業の制度化 → 国土交通大臣の許可制
- (2) 無料船員職業紹介事業の拡充 → 学校等への開放

●派遣船員の就業条件の整備等に関する措置

外国籍船に派遣させる場合の船員保険法等の適用に関し、特例を設ける。

海上労働力の適正かつ円滑な移動の実現、若年船員の雇用機会の拡大

「船員保険の未加入者対策」について

国土交通省海事局船員労働環境課

船員保険の未加入者対策については、平成17年1月4日より、以下の手順により実施している。

